

社会福祉法人ライフ・タイム・福島

評議員・理事・監事報酬基準

1. 評議員

社会福祉法人ライフ・タイム・福島 定款

(評議員の報酬等)

第8条1項 評議員に対して、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2. 理事・監事

社会福祉法人ライフ・タイム・福島 定款

(役員報酬等)

第22条1項 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

定款に則り、平成30年11月21日評議員会において

第2号議案 役員及び評議員等の報酬等に関する規程について

理事に対して、各年度の総額が700,000円を超えない範囲

監事に対して、各年度の総額が400,000円を超えない範囲

とすることで、全員一致で承認可決される。

尚、施行日については定款変更につき福島市長の認可のあった日

(平成31年1月16日)からとする。